

## 参考資料 1 サービス対価の算定及び支払方法（案）

### 1 サービス対価の構成及び支払の考え方

#### (1) サービス対価の構成

サービス対価の構成は、以下のとおりとする。

項目	内訳	構成される費用の内容
施設整備の対価 (サービス対価A)	A-1 (建中払い分)	②設計業務及び関連業務に要する費用の一部 ③建設業務及び関連業務に要する費用の一部 ④工事監理業務に要する費用の一部
	A-2 (割賦元本)	①事前調査業務及び関連業務に要する費用 ②設計業務及び関連業務に要する費用の一部 ③建設業務及び関連業務に要する費用の一部 ④工事監理業務に要する費用の一部 ⑤備品調達及び設置業務に要する費用 ⑥交付金申請補助業務に要する費用 ⑦SPCの開業に伴う費用 ⑧引渡日までのSPCの運営費 ⑨融資関連手数料 ⑩建中金利 ⑪その他施設整備に関する初期投資と認められる費用
	A-3 (割賦金利)	⑫A-2 (割賦元本) に対応する割賦支払に必要な割賦手数料
開業準備の対価 (サービス対価B)	開業準備業務費	①供用開始前の利用申込受付等業務に要する費用 ②イベント実施業務に要する費用 ③広報・宣伝活動業務に要する費用 ④竣工記念式典等開催業務に要する費用 ⑤開館準備期間中の維持管理業務に要する費用 ⑥愛称等の決定支援業務に要する費用
運営の対価 (サービス対価C)	運営業務費	①統括管理業務に要する費用 ②文化芸術事業実施業務に要する費用 ③貸館業務に要する費用 ④広報・情報発信業務に要する費用 ⑤駐車場等管理運営業務に要する費用 ⑥その他管理運営業務に要する費用
維持管理の対価 (サービス対価D)	D-1 (維持管理業務費)	①建物保守管理業務に要する費用 ②設備保守管理業務に要する費用 ③舞台設備保守管理業務に要する費用 ④外構保守管理業務に要する費用 ⑤備品保守管理業務に要する費用 ⑦清掃業務に要する費用 ⑧環境衛生管理業務に要する費用 ⑨植栽管理業務に要する費用 ⑩警備業務に要する費用
	D-2 (修繕更新業務費)	⑥修繕更新業務に要する費用
光熱水費の対価 (サービス対価E)	E-1 (電気料金)	①電気料金
	E-2 (ガス料金)	②ガス料金
	E-3 (水道料金)	③水道料金
	E-4 (下水道料金)	④下水道料金
	E-5 (その他料金)	⑤その他料金

項目	内訳	構成される費用の内容
その他の対価 (サービス対価F)	その他の費用	①運営・維持管理期間中の保険料 ②一般管理費 ③法人税、法人の利益に対してかかる税金等及び事業者の税引後利益 ④その他運営及び維持管理に関して必要となる費用

## (2) サービス対価の支払の考え方

市が事業者に支払うサービス対価は、事業者が当該業務に要する費用から事業者が当該業務を通じて利用者から得る収入を除いた額とする。

費用		収入の区分
施設整備に要する費用	・本施設(付帯事業用施設を除く)の整備に要する費用 ・付帯事業用施設の整備に要する費用のうち、市の負担分 ・割賦手数料	サービス対価A (施設整備の対価)
	・付帯事業用施設の整備に要する費用のうち、事業者の負担分	・利用者からの料金収入等
開業準備に要する費用		サービス対価B (開業準備の対価) ・利用者からの料金収入等
運営業務に要する費用		サービス対価C (運営の対価) ・利用者からの料金収入等
維持管理業務に要する費用	・維持管理業務(修繕・更新業務を除く)に要する費用	サービス対価D-1 (維持管理の対価)
	・修繕・更新業務に要する費用	サービス対価D-2 (修繕・更新の対価)
光熱水費(付帯事業に要するものを除く)		サービス対価E (光熱水費の対価)
付帯事業の運営に要する費用(光熱水費を含む)		・利用者からの料金収入等
その他の費用		サービス対価F (その他の対価)

※開館記念イベント等において利用者から料金を徴収する場合は、当該料金収入を開業準備に要する費用から差し引く。

## 2 サービス対価の算定方法

サービス対価の算定方法は以下の通りとする。なお、本事業では、本施設の引渡日を平成 31 年 8 月 31 日、供用開始日を平成 31 年 12 月 1 日としているが、事業者の提案によりこれを早めることも可としており、その場合におけるサービス対価の算定方法も付記する。

### (1) 施設整備の対価（サービス対価 A）

#### ① サービス対価 A-1（建中払い分）

サービス対価 A-1 は、設計・建設期間の属する各年度末に以下のとおり分割して支払うことを予定しているため、入札時にはこの価格を記載すること。なお、実際の支払額は、出来高検査の結果に基づくものとする。

ア	平成 28 年度分	7,560 千円（税込） （平成 28 年度中に基本設計を完了すること）
イ	平成 29 年度分	実施設計費×0.75+工事出来高×0.75 +工事監理費×（工事出来高/工事費）×0.75
ウ	平成 30 年度分	工事出来高×0.75－平成 29 年度工事費既払い分 +工事監理費×（工事出来高/工事費）×0.75 －平成 29 年度工事監理費既払い分
エ	平成 31 年度分	工事出来高×0.75－平成 29・30 年度工事費既払い分 +工事監理費×（工事出来高/工事費）×0.75 －平成 29・30 年度工事監理費既払い分

※各年度の支払額は 1 万円未満の端数を切り捨てるものとする。

※1 (1) サービス対価の構成で示したサービス対価 A-1 の設計業務及び関連業務に要する費用の一部のうち、下記業務は上記算式に含めないこと。

- ・解体撤去工事に係る設計

※1 (1) サービス対価の構成で示したサービス対価 A-1 の建設業務及び関連業務に要する費用の一部のうち、下記工事は上記算式に含めないこと。

- ・解体撤去工事
- ・周辺主要道路誘導・案内標識設置

#### ② サービス対価 A-2（割賦元本）及びサービス対価 A-3（割賦金利）

サービス対価 A-2（割賦元本）及びサービス対価 A-3（割賦金利）は、本施設の引渡日以降、割賦払いについて支払う。割賦支払の毎回の金額は、以下の前提で計算した金額とする。なお、サービス対価 A-2 及び A-3 については、事業者の提案により引渡日を早めた場合でも、変更しないものとする。

割賦元本（総額）	施設整備に要する費用から下記(a)及び(b)を控除した金額 (a) 付帯事業用施設の整備に要する費用のうち、事業者負担分 (b) サービス対価 A-1（建中払い分）に相当する金額。
支払日	第 1 回の支払対象を平成 32 年 3 月末とし、以降、9 月末及び 3 月末の年 2 回払いの全 29 回払いとする。
返済方法	元利均等返済方式
割賦金利（年利）	基準金利+提案スプレッド（%）
基準金利	本施設の引渡日の 2 営業日前（銀行営業日でない場合、その前の銀行営業日）の TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6 か月 LIBOR

	<p>ベース 15 年物 (円-円) 金利スワップレート (基準日午前 10 時。テレレート 17143 ページ。) とする。</p> <p>なお、入札時における基準金利の適用日は、平成 28 年 4 月 25 日 (月) とする。</p>
--	--

**(2) 開業準備の対価 (サービス対価 B)**

開業準備の対価 (サービス対価 B) は、業務要求水準書に示す以下の業務に要する費用の合計とする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 供用開始前の利用申込受付等業務</li> <li><input type="radio"/> プレイベント実施業務</li> <li><input type="radio"/> 広報・宣伝活動業務</li> <li><input type="radio"/> 竣工記念式典等開催業務</li> <li><input type="radio"/> 開館準備期間中の維持管理業務</li> <li><input type="radio"/> 愛称等の決定支援業務</li> </ul> |
|---|

**(3) 運営の対価 (サービス対価 C)**

運営の対価は業務要求水準書に示す以下の業務に要する費用から、当該業務に係る利用料金等の収入を控除した額とする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 統括管理費業務</li> <li><input type="radio"/> 文化芸術事業実施業務</li> <li><input type="radio"/> 貸館業務</li> <li><input type="radio"/> 広報・情報発信業務</li> <li><input type="radio"/> 駐車場等管理運営業務</li> <li><input type="radio"/> その他管理運営業務</li> </ul> |
|---|

**(4) 維持管理の対価 (サービス対価 D)**

維持管理の対価は、以下の 2 つから構成する。

**① サービス対価 D-1 (維持管理業務費)**

サービス対価 D-1 (維持管理業務費) は、業務要求水準書に示す以下の業務に要する費用の合計額とする。なお、「修繕更新業務費」については、下記「② サービス対価 D-2」として算出するので、サービス対価 D-1 には含めないこと。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 建物保守管理業務</li> <li><input type="radio"/> 設備保守管理業務</li> <li><input type="radio"/> 舞台設備保守管理業務</li> <li><input type="radio"/> 外構保守管理業務</li> <li><input type="radio"/> 備品保守管理業務</li> <li><input type="radio"/> 清掃業務</li> <li><input type="radio"/> 環境衛生管理業務</li> <li><input type="radio"/> 植栽管理業務</li> <li><input type="radio"/> 警備業務</li> </ul> |
|--|

**② サービス対価 D-2 (修繕更新業務費)**

サービス対価 D-2 (修繕更新業務費) は、業務要求水準書に示す以下の業務に要

する費用とする。

- |                                 |
|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 修繕更新業務 |
|---------------------------------|

(5) 光熱水費の対価（サービス対価E）

光熱水費の対価は以下の通りとする。

サービス対価E-1	電気料金
サービス対価E-2	ガス料金
サービス対価E-3	水道料金
サービス対価E-4	下水道料金
サービス対価E-5	その他料金

(6) その他の対価（サービス対価F）

サービス対価F（その他の対価）は、以下の業務に要する費用等とする。

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 運営・維持管理期間中の保険料                 |
| <input type="checkbox"/> 一般管理費                          |
| <input type="checkbox"/> 法人税、法人の利益に対してかかる税金等及び事業者の税引後利益 |
| <input type="checkbox"/> その他運営及び維持管理に関して必要となる費用         |

### 3 サービス対価の支払方法

#### (1) 施設整備の対価（サービス対価A）の支払方法

##### ① サービス対価A-1（建中払い分）

事業者は、設計・建設期間の属する各年度末に、適法な請求書を発行し、その受領後 30 日以内に到来する任意の日に、市が支払いを行う。

##### ② サービス対価A-2（割賦元本）及びA-3（割賦金利）

上記 2（1）②の定めに従い、各回の割賦元利金支払額をもって行う。事業者は、各回において適法な請求書を市に発行し、その受領後 30 日以内に到来する任意の日に、市は支払いを行う。

#### (2) 開業準備の対価（サービス対価B）の支払方法

事業者は開業準備業務の終了後、適法な請求書を発行し、その受領後 30 日以内に到来する任意の日に、市が支払いを行う。

#### (3) 運営の対価（サービス対価C）、維持管理の対価（サービス対価D）、光熱水費の対価（サービス対価E）及びその他の対価（サービス対価F）の支払方法

事業者は、各四半期の業務終了時に四半期報を提出する。市は「参考資料 2 モニタリング及びサービス対価の減額等」に基づく確認を行い、当該四半期の支払金額を通知する。事業者は当該支払金額を記載した適法な請求書を発行し、その受領後 30 日以内に到来する任意の日に、市が支払いを行う。

##### ① サービス対価C、D-1、E及びF

###### ア 供用開始日を平成 31 年 12 月 1 日とする場合

運営の対価（サービス対価C）、維持管理の対価のうちD-1（維持管理業務費）、光熱水費の対価（サービス対価E）及びその他の対価（サービス対価F）については、第 1 回の支払いを平成 31 年 12 月分とし、以降、1 月～3 月分、4 月～6 月分、7 月～9 月分、10 月～12 月と 3 か月ごと、事業期間中全 58 回払いとする。

第 2 回支払いから第 58 回支払いまでのサービス対価はそれぞれ同額とし、第 1 回支払いはその 3 分の 1（1 か月分）に相当する金額とする。

###### イ 供用開始日を平成 31 年 10 月 1 日又は 11 月 1 日とする場合

運営の対価（サービス対価C）、維持管理の対価のうちD-1（維持管理業務費）、光熱水費の対価（サービス対価E）及びその他の対価（サービス対価F）については、第 1 回の支払いを平成 31 年 10 月～12 月分、又は 11 月～12 月分とし、以降、1 月～3 月分、4 月～6 月分、7 月～9 月分、10 月～12 月と 3 か月ごと、事業期間中全 58 回払いとする。

第 2 回支払いから第 58 回支払いまでのサービス対価はそれぞれ同額とし、第 1 回支払いはその金額に「対象月数／3」を掛けた金額とする。

###### ウ 供用開始日が平成 31 年 9 月 1 日以前とする場合

供用開始日が平成 31 年 9 月 1 日以前（ただし、当該供用開始日は各月 1 日とする。）とする場合、第 1 回支払いを前倒しし、その分合計の支払回数を増やすものとする。

② サービス対価D-2（修繕更新業務費）

ア 供用開始日を平成31年12月1日とする場合

サービス対価D-2（修繕更新業務費）については、第1回（平成31年12月分）の支払いはないものとし、第2回以降、1月～3月分、4月～6月分、7月～9月分、10月～12月と3か月ごと、事業期間中全58回の支払いとする。

各回の支払額は、以下のとおり概ね5年ごとに区分し、それぞれの区分内における各回の支払いを同額とするものとし、区分別の支払額については事業者の提案に基づくものとする。

区分	支払回	対象期間	金額
	第1回	平成31年12月	0円
I	第2回～第22回	平成32年1月～平成37年3月	各回ともα円
II	第23回～第42回	平成37年4月～平成42年3月	各回ともβ円
III	第43回～第58回	平成42年4月～平成46年3月	各回ともγ円

イ 供用開始日を平成31年10月1日又は11月1日とする場合

サービス対価D-2（修繕更新業務費）については、第1回（平成31年10月～12月分、又は平成31年11月～12月分）の支払いはないものとし、第2回以降、1月～3月分、4月～6月分、7月～9月分、10月～12月と3か月ごと、事業期間中全58回の支払いとする。

各回の支払額は、以下のとおり概ね5年ごとに区分し、それぞれの区分内における各回の支払いを同額とするものとし、区分別の支払額については事業者の提案に基づくものとする。

区分	支払回	対象期間	金額
	第1回	平成31年10月～12月 又は 平成31年11月～12月	0円
I	第2回～第22回	平成32年1月～平成37年3月	各回ともα円
II	第23回～第42回	平成37年4月～平成42年3月	各回ともβ円
III	第43回～第58回	平成42年4月～平成46年3月	各回ともγ円

ウ 供用開始日が平成31年9月1日以前とする場合

供用開始日が平成31年9月1日以前（ただし、当該供用開始日は各月1日とする。）とする場合、第1回支払いを前倒しし、その分合計の支払回数を増やすものとする。この場合においても、上記ア及びイと同様、前倒し後の第1回の支払いはない（0円とする）ものとする。

4 サービス対価の改定

(1) 施設整備の対価（サービス対価A）の改定

① 施設整備の対価（サービス対価A-1及びA-2）の物価変動に伴う改定

サービス対価A-1（建中払い分）及びA-2（割賦元本）について、物価変動による改定を次のとおり行う。

ア 改定の時期

物価変動に伴うサービス対価A-1及びA-2の改定は、着工前及び建設期間中（工事着手時から工事完成2か月前までの期間）に請求することができる。

## イ 対象となる費用

設計費、工事監理費を除いた、直接工事費及び共通費など直接工事施工に必要な経費とする（建築工事費、電気設備工事費、空調設備工事費、給排水設備工事費など各種工事を含む。）。

## ウ 着工前における改定方法

契約締結日の属する月の指標値と本施設の本体工事の着工日の属する月の指標値を比較し、1.5%以上の物価変動がある場合は、市及び事業者は物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができる。

改定する際の基準となる指標、物価変動の基準となる指標は、「建設物価」（財団法人 建設物価調査会発行）の建築費指数における「都市別指数（大阪市）：構造別平均RC」の「建築」「設備」とし、改定の計算式は以下のとおりとする。

$$B = A \times a$$

A：事業契約書に示されたサービス対価A-1及びA-2のうち直接工事費

B：本施設の着工日における改定後のサービス対価A-1及びA-2のうち直接工事費

a：本施設着工日の属する月の指標値／本契約締結日の属する月の指標値

## エ 建設期間中における改定方法

建設期間中の物価変動に伴う改定は、「公共工事標準請負契約約款」（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定、最終改正平成22年7月26日）第25条に基づき以下のとおり行うものとし、詳細は国土交通省の運用マニュアルに準じるものとする。

なお、改定の際に用いる指標は以下を基本とする。

- ・建設物価（建設物価調査会 月刊）
- ・建築コスト情報（建設物価調査会 季刊）
- ・建築施工単価（建設調査会 季刊）

全体スライド (第1項～第4項)	<ul style="list-style-type: none"><li>・市及び事業者は、本施設の建設期間内で着工日から12月経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により、着工時に改定した直接工事費が不相当となったと認めるときは、相手方に対してサービス対価Aの変更を請求することができる。</li><li>・上記の請求があったときは、変動前残工事費相当額と変動後の残工事費相当額との差額のうち変動前残公費相当額の1.5%を超える額につき、サービス対価Aの変更を行う。</li><li>・変動前残工事費相当額及び変動後残工事費相当額は、請求のあった日を基準とする。</li><li>・全体スライドの請求は、この規定により改定を行った後再度行うことができる。</li></ul>
単品スライド (第5項)	<ul style="list-style-type: none"><li>・特別な要因により本施設の工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、サービス対価Aが不相当となったときは、市又は事業者は、サービス対価Aの変更を請求することができる。</li></ul>



インフレスライド (第6項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予期することのできない特別の事情により、本施設の工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、サービス対価Aが著しく不適當となったときは、市又は事業者は、サービス対価の変更を請求することができる。</li> </ul>
-------------------	---

② 金利変動に伴うサービス対価A-3の改定

金利変動に伴うサービス対価A-3の改定は、2(1)②に記載の基準金利の改定をもって行う。

(2) 開業準備の対価(サービス対価B)

開業準備の対価(サービス対価B)の改定は行わない。

(3) 運営の対価(サービス対価C)及び維持管理の対価(サービス対価D-1及びD-2)の改定

① 物価変動に伴う改定

ア 改定方法

改定にあたっては、イの計算方法に基づき各年度4月1日以降のサービス対価を改定する。なお、改定率に少数点以下第四位未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。物価改定は1年に1回とする。

イ 平成N年度の改定方法

平成N年度のサービス対価は、平成X年6月(前回改定時)の指標と平成(N-1)年6月の指標とを比較して3%以上の変動があった場合、平成(N-1)年度のサービス対価に、平成X年6月の指標と平成(N-1)年6月の指標に基づいて設定した改定率を乗じて改定する。なお、第1回目の物価改定は、契約締結日の属する年度の6月と平成30年6月の指標により算定する。

計算式は以下のとおりとする。

$$P_n = P_{(n-1)} \times \text{改定率 } n$$

$P_n$  : 平成N年度のサービス対価

$P_{(n-1)}$  : 平成(N-1)年度のサービス対価

改定率  $n$  : 平成(N-1)年6月の指標 / 平成X年6月(前回改定時)の指標  
ただし、 $0.97 < \text{改定率 } n < 1.03$  の場合、平成N年度のサービス対価は改定しない。

ウ 使用する指標

サービス対価の改定にあつて使用する指標は次の通りとする。

対価の種類	使用する指標
サービス対価 D-1	毎月勤労統計調査・賃金指数(厚生労働省) ・ 就業形態別きまって支給する給与(調査全産業、一般労働者30人以上)
サービス対価 D-2	建設工事費デフレーター(国土交通省) ・ 非住宅・非木造

## ② 料金収入の増加に伴う改定（減額）

提案時における各年度の料金収入に対して、実際の料金収入が一定以上増加した場合には、運營業務の対価（サービス対価C）の改定（減額）を行う。

### ア 改定（減額）の計算式

改定の計算式は次のとおりとする。

$$\text{改定後のサービス対価C} = \text{提案時のサービス対価C} - \text{「改定額」}$$

### イ 「改定額」の計算式

「改定額」の計算式は次のとおりとする。ただし、料金収入の変動は、料金収入実績額が、各年度の提案時の料金収入見込額を10%以上、上回った場合を対象とする。

$$\begin{aligned} \text{改定額} &= \text{各年度の収入の変動幅} \times 30\% \\ &= \frac{\text{各年度の収入の変動幅}}{\text{各年度の「料金収入実績額」} - \text{各年度の「提案時の料金収入見込額」}} \times 1.1 \end{aligned}$$

### ウ 「料金等収入」に含まれるもの

改定額の計算にあたっての「料金等収入」とは以下とする。

- ・施設利用料金収入
- ・附属設備利用料金収入
- ・駐車場利用料金収入

## （4）光熱水費の対価（サービス対価E）の改定

光熱水費の対価（サービス対価E）については、以下の改定を行う。

### ① 数量（使用量）の改定

本施設の平成31年12月1日（供用開始日）から平成33年11月30日までの24カ月間の数量（使用量）実績をもとに市と事業者との間で協議を行い、平成34年4月以降のサービス対価支払の基準となる数量（使用量）の改定を行う。ただし、改定の増加分及び減少分は、入札提案時の想定数量（使用量）の20%を上限とする。以降の数量（使用量）の改定は行わない。

### ② 物価変動に伴う改定

#### ア 改定方法

改定にあたっては、イの計算方法に基づき各年度4月1日以降のサービス対価を改定する。なお、改定率に少数点以下第四位未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。物価改定は1年に1回とする。

#### イ 平成N年度の改定方法

平成N年度のサービス対価Eは、平成X年6月（前回改定時）の指標と平成(N-1)年6月の指標とを比較して3%以上の変動があった場合、平成(N-1)年度のサービス対価に、平成X年6月の指標と平成(N-1)年6月の指標に基づい

て設定した改定率を乗じて改定する。なお、第1回目の物価改定は、契約締結日の属する年度の6月と平成30年6月の指標により算定する。

計算式は以下のとおりとする。

$$P_n = P_{(n-1)} \times \text{改定率 } n$$

$P_n$  : 平成N年度のサービス対価

$P_{(n-1)}$  : 平成(N-1)年度のサービス対価

改定率  $n$  : 平成(N-1)年6月の指標/平成X年6月(前回改定時)の指標  
ただし、 $0.97 < \text{改定率 } n < 1.03$  の場合、平成N年度のサービス対価は改定しない。

## ウ 使用する指標

サービス対価の改定にあつて使用する指標は次の通りとする。

項目	対象費用	使用する指標
E-1	電気料金	消費者物価指数(総務省統計局) ・電気代(大阪市)
E-2	ガス料金	消費者物価指数(総務省統計局) ・都市ガス代(大阪市)
E-3	水道料金	消費者物価指数(総務省統計局) ・水道料(大阪市)
E-4	下水道料金	消費者物価指数(総務省統計局) ・下水道料(大阪市)
E-5	その他料金	消費者物価指数(総務省統計局) ・プロパンガス(大阪市) ・灯油(大阪市)

### (5) その他の対価(サービス対価F)の改定

その他の対価(サービス対価F)は改定を行わない。

## 5 消費税及び地方消費税の税率変更の場合の取扱い

消費税法(昭和63年法律第108号)及び関連法令の変更に伴い、消費税及び地方消費税率が変更された場合、市は、当該変更の内容(経過措置を含む。)に従い、サービス対価の支払に係る消費税及び地方消費税を支払うものとする。

## 6 サービス対価の減額等

市は、本事業の実施に関する各業務等のモニタリングを行い、施設整備業務、開業準備業務、運営業務及び維持管理業務の実施状況が、本契約等に適合しない場合には、本契約等の規定に従い、事業者に対し、業務改善及び復旧に関する勧告やサービス対価の減額等の措置をとるものとする。

詳細については、「参考資料2 モニタリング及びサービス対価の減額等」を参照すること。